

令和2年4月30日

保護者の皆さんへ

世田谷区教育委員会  
教育長 渡部 理枝

## 区立小中学校における今後の日程及び教育の取組み等について

国による緊急事態宣言及び東京都知事による学校の休業要請を踏まえ、区立小中学校を5月6日（水）まで休業とさせていただいておりますが、都内及び区内における新型コロナウィルス感染症の状況を踏まえ、区独自の判断として、区立小中学校の臨時休業期間を下記のとおり延長することといたしましたので、ご案内いたします。

また、休業期間の長期化に伴う子どもたちに対する今後の教育の取組みについても、考え方をお示しさせていただきます。

保護者の皆さんには、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 5月7日以降の日程について

##### (1) 区立小中学校の休業期間

区立小中学校の臨時休業期間を5月31日（日）まで延長します。

##### (2) 始業式・入学式

始業式・入学式の取扱いについては、別途ご案内します。

#### 2 今後の教育の取組みについて

##### (1) 学校の臨時休業に伴う授業時数への影響等について

学年によっても状況は異なりますが、4月以降の学校の臨時休業により年間授業時数に一定の不足を生じることを見込んでいます。

この不足分については、①9月以降の土曜授業の回数の増加（例：月1回を月2回に増やす）、②夏休み期間中の授業の実施（例：8日程度の実施）、③各教科の予備的時間の活用などにより補充することを検討していますが、加えて、文部科学省の通知に基づき家庭での学習を学校がフォローすることにより、授業として取扱う対応なども組み合わせていく必要があると考えています。

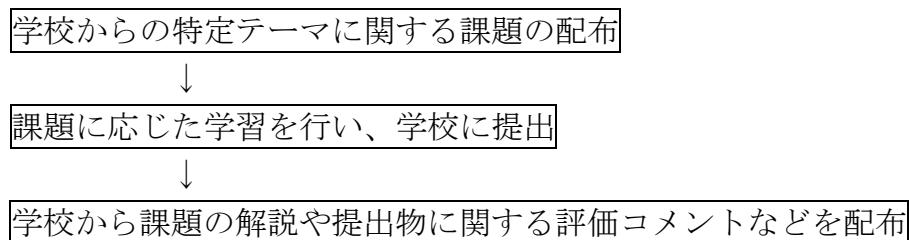
##### (2) 家庭での学習を学校がフォローする取組みについて

諸外国や国内の一部の自治体では、児童・生徒1人につき1台のタブレット端末などを配付し、インターネット環境を用いて教員が児童・生徒と画面上でやりとりを行うモバイル授業が行われていますが、世田谷区においては、現時点においては、全ての子どもたちの学習用にタブレット端末などを提供できる状況にはありません。

なるべく早期に子どもたちが1人1台のタブレット端末を利用して学習できる環境を整えていきたいと考えておりますが、新型コロナウィルス感染症が部品の流通などにも影響を与えており、現時点では大量のタブレット端末を調達することは困難な状況にあります。

そこで、区教育委員会では、次のような流れで、プリントなどを用いて家庭と学校の間で課題をキャッチボールする形で、家庭での学習を学校がフォローする取組みを進めさせていただき、これを授業として取り扱うことを予定しています。

詳細については、**別紙**をご覧ください。



### 3 各種行事について

#### (1) 行事の実施についての現時点での考え方

|            |   |
|------------|---|
| 運動会・体育祭    | 1学期中に実施予定のものは2学期以降に延期し、時間短縮について検討                               |
| 修学旅行（中学校）  | 1学期中に実施予定のものは2学期以降に延期又は中止                                       |
| 校外学習（地域学習） | 1学期中に実施予定の電車・バスなどの交通機関を利用した校外学習は2学期以降に延期又は中止。徒歩による校外学習も延期や中止を検討 |

#### (2) 中止を決定した行事

|   |                                      |
|---|--------------------------------------|
| 古典芸能鑑賞教室（小6）<br>歌舞伎鑑賞教室（中3）                         | 代替日の設定が困難であることから中止                   |
| 川場移動教室（小5）<br>河口湖移動教室（中1、特別支援学級、夜間学級）<br>日光林間学園（小6） | 日程上実施可能なのは一部の学校のみとなってしまうことから全体として中止  |
| 中学校特別支援学級連合<br>球技大会（特別支援学級）                         | 会場が体育館であることや、代替会場や代替日の設定が困難であることから中止 |

#### 4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策等のお願い

##### (1) 感染症の拡大防止に向けた協力のお願い

- ① 不要不急の外出については、お控えいただくようお願いいたします。
- ② お子さんに、手洗い・咳エチケットをご指導ください。



(出典：令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）（文部科学省）を加工して使用)

- ③ 飛沫を飛ばさないという観点から、お子さんに、マスクの着用についてご指導ください。なお、現在、マスクの流通が少なくなっている状況を踏まえ、手作りマスクの作成などもご検討いただければと思います。

（手作りマスクの作成方法については、「子どもの学び応援サイト」等を参考としてください）



(出典：文部科学省ホームページ (<https://www.mext.go.jp/>)

- ④ 「換気の悪い密閉空間」「多くの人の密集」「近距離での会話や発声」の3つの要素が重なることが集団感染のリスクを高めるとされています。これらの状況を避けるため、お子さんに「人混みには可能な限り行かないこと」などをご指導ください。
- ⑤ 十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事が免疫力を高めます。お子さんの抵抗力を高めるためにもご協力を願いします。
- ⑥ お子さんだけでなく、ご家族についても、不要不急の外出の自粛をはじめ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご協力ください。

##### (2) 不安や悩みのご相談

学校休業期間中も保護者の方やお子さんからの不安や悩みにお応えしています。  
お気軽にお電話ください。

|                         |  |
|-------------------------|--|
| ① 教育相談室                 | 電話番号 03-3429-9766<br>月～金（祝日を除く）9:00-19:00                          |
| ② スクールカウンセラー            | 電話番号・相談日については、各学校にお問い合わせください。                                      |
| ③ せたがやホッと子どもサポート「せたホッと」 | 電話番号 0120-810-293<br>月～金（祝日を除く）13:00～20:00<br>土（祝日を除く） 10:00～18:00 |
| ④ 24時間子どもSOSダイヤル        | 電話番号 0120-0-78310  |

(3) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

新型コロナウイルス感染症に感染していることや、濃厚接触者となっていること、感染が拡大している地域に住んでいたり滞在していたことなどを理由に、差別をしたり、偏見の目で見たり、悪口を言ったり、仲間はずれにしたり、SNSで相手を傷つけるようなことを発信したりすることのないよう、保護者の方は、このような行為が断じて許されない行為であることをお子さんとあらかじめよく話ををしていただき、しっかりとご指導いただくようお願ひいたします。

【お問い合わせ先】

世田谷区教育委員会事務局  
教育指導課 5432-2703

## 世田谷区教育委員会における子どもたちに対する教育の取組みについて

### 1 基本的な考え方

#### (1) 家庭での学習の実施

学校休業期間の長期化により、学校で授業を受けてもらうことができない状態が続いていることから、子どもたちには、家庭で学校の指定する学習をしてもらい、それを学校がフォローし、家庭での学習の状況や成果を学習評価に反映します。なお、これらの取組みだけでは学習を十分に進めることができなかった場合には、追加資料の配布や個別の対応などを検討します。

#### 子どもたちによる家庭での学習

子どもたちには、教科書と学校が配布するプリントにより、学校が指定する学習内容に取り組んでもらいます。

#### 学校による学習のフォロー

プリントの解説資料を配布するとともに、回収したプリントにより学習状況を把握し、電話による質問の受付などのフォローを行います。

#### (2) 家庭での学習と学校によるフォローの流れ

- ① 学校からの特定テーマに関する課題（プリントなど）を配布  
↓
- ② 課題に応じた学習（プリントを用いた学習など）を行い、学校に提出  
(課題の提出時に次回分の課題を配布します)  
↓
- ③ 学校から課題の解説や提出物に関する評価やコメントなどを配布

この①～③の流れを概ね1週間の頻度で繰り返します。

(参考) 文部科学省「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」(文部科学省ホームページより抜粋)



#### 新型コロナウイルス感染症対策のためやむを得ず登校できない児童生徒※に対する学習指導

※臨時休業中又は学校再開後においてやむを得ず登校できない児童生徒

学校は指導計画を踏まえながら適切な家庭学習を課し、教師の学習指導や状況把握と組み合わせて可能な限り学習を支援



#### 指導計画を踏まえて学校が課す家庭学習

- ・教科書
- ・学校が作ったプリント
- ・ICT教材や動画
- ・テレビ放送
- ・テレビ会議システム
- などを組み合わせて活用



#### 教師による学習指導や状況把握

- ・電話の活用
- ・家庭訪問
- ・登校日の設定
- など

※地域の感染状況等を踏まえ適切に判断



文部科学省において開設  
家庭学習で活用できる教材や動画をまとめて掲載

## (2) インターネット環境を用いた学習支援について

諸外国や国内の一部の自治体では、児童・生徒1人につき1台のタブレット端末などを配付し、インターネット環境を用いて教員が児童・生徒と画面上でやりとりを行う授業が行われていますが、世田谷区においては、現時点においては、全ての子どもたちの学習用にタブレット端末などを提供できる状況にはないことから、プリントなどを用いて学校と家庭とで課題をキャッチボールする形で学習を進め、インターネット環境を用いた学習支援については、環境整備が整った学年から段階的に実施していきます。

現在、新型コロナウイルス感染症が部品の流通などにも影響を与えており、大量のタブレット端末を調達することが困難な状況にありますが、区教育委員会としては、子どもたちが1人1台のタブレット端末を利用して学習することができる環境をなるべく早期に整備できるよう取り組みます。

### 【令和2年5月段階で予定しているインターネット環境を用いた学習支援】

|       |   |
|-------|---|
| 中1～中3 | <p>【インターネット環境を用いた学習支援】</p> <p>① 学習のポイントなどを紹介する動画を配信し、プリントなどに取り組む前後に見てもらえるようにします。<br/>導入動画→プリントによる学習→まとめ動画</p> <p>② 民間事業者から無償提供を受けた学習支援ソフト（ロイロノートスクール）を使って学習できるようになります。</p> <p>③ 従来どおり「e-ラーニング」を利用することができます。</p> |
| 小5・小6 | <p>【インターネット環境を用いた学習支援】</p> <p>① 学習のポイントなどを紹介する動画を配信し、プリントなどに取り組む前後に見てもらえるようにします。<br/>導入動画→プリントによる学習→まとめ動画</p> <p>② 民間事業者から無償提供を受けた学習支援ソフト（ロイロノートスクール）を使って学習できるようになります。</p>                                      |
| 小1～小4 | <p>区からの貸出用のタブレット端末等が現時点で確保できていないことから、教科書と学校が配布するプリントにより学習に取り組んでもらいます。</p> <p>なお、教育委員会のホームページや学校のホームページに学習に関する情報を掲載しますので、補助的に活用していただくことは可能です。</p>  |

### (3) 家庭での学習のためのプリント資料などの定期的な配布

家庭での学習用のプリントなどをお配りしたり、取り組んでもらったプリントなどを提出してもらうため、今後、1週間に1回程度の頻度で「資料配布・回収日」を設定します。

- ① 「資料配布・回収日」は、大勢が集中することのないよう学年別やクラス別に学校に来てもらう時間帯を設定します。
- ② 区教育委員会では、今後の家庭学習を効果的に進めていくためにも、教員と子どもたちとのコミュニケーションを築くことが重要であると考えています。子どもたちの健康状態などを確認させていただくためにも、「資料配布・回収日」には、子どもたちが学校に来ることを基本としますが、各ご家庭の判断により保護者の方が来ていたいともかまいません。
- ③ 配付物については、可能なものについては、区教育委員会ホームページや学校ホームページなどからダウンロードいただくこともできるよう工夫します。

#### 1回目の「資料配布・回収日」について

1回目の「資料配布・回収日」を5月11日（月）・5月12日（火）に設定します。（各学校の設定時間などについては、学校ホームページをご覧いただくか学校にお問い合わせください。）。

1回目の「資料配布・回収日」には、次の資料の配布・回収を予定しています。

##### 【資料配布】

- ① 家庭学習用のプリントやその説明資料（配布）
- ② 貸出用タブレット端末（申込のあった中学生・小5・小6のみ）（配布）
- ③ その他、区教育委員会や学校からのお知らせ（配布）

##### 【資料回収】

- ① 就学援助の申請書（青色の用紙）（回収）  
※ 申請を希望されない場合も必ず提出してください。  
※ 学校経由の提出でなく、区教育委員会への郵送・持参による直接の提出も可能です。
- ② 就学通知書（回収） ※教科書等の配布の際に未提出の方のみ